

Mondo Parallelo 歌劇団規則

第1条（名称）

当歌劇団は Mondo Parallelo 歌劇団と称し、歌劇団本部を一般社団法人グローバルアーティスト支援機構（東京都千代田区丸の内1-8-3）内におくものとする。

第2条（目的）

当歌劇団は「愛と平和」「民族的・性的マイノリティ差別撤廃」「ジェンダー平等」をテーマとしたユニークで面白い歌劇とコンサートの活動を通じて、日本の伝統文化・観光資源を活かした眠たくなならないショー性の高いエンターテインメントコンテンツを創作して地方創生に貢献することにある。

第3条（活動）

当歌劇団は、前条の目的を達成するため、次の種類の活動を行う。

- (1) 新作オペラの公演
- (2) 音楽コンサートの公演
- (3) 各種イベントへの出演
- (4) 当歌劇団所有のコンテンツの宣伝・販売
- (5) 当歌劇団所属団員のプロモーション
- (6) 音楽・演劇等の啓蒙・教育研修活動
- (7) 上記に付帯する活動

第4条（役員）

1. 当歌劇団は、以下の役員をおき、同役員により役員会を構成する。

- (1) 理事長 1名
- (2) 理事 若干名
- (3) 団長 1名
- (4) 事務局長 1名

2. 理事長、理事、事務局長は一般社団法人グローバルアーティスト支援機構の同職と兼務するものとする。

3. 事務局長の招集により適宜役員会を開催し、役員は運営管理・団員などに関する審議と決議を行う。

第5条（入団資格）

当歌劇団への入団資格は、当歌劇団所定のオーディション及び面接審査に合格したものとする。

第6条（入団）

1. 第5条の入団資格を得たものは、当規則に同意の上、当歌劇団所定の登録手続きをもって正式に入団する。

2. 当歌劇団は、一切の縁故入団を認めない。

第7条（個人情報）

1. 当歌劇団員は、登録に必要な個人情報を当歌劇団に提供する。
2. 当歌劇団員の個人情報は、当歌劇団の活動に必要な範囲に限り使用し、法令の定めるところに従い、適正な取り扱いを行う。
3. 当歌劇団が公演・稽古等の活動模様の録音・録画等を行った場合、当歌劇団員は肖像、録音・録画の無償使用を承諾するものとする。
4. 当歌劇団は、取得した当歌劇団員の活動記録情報を活動の記録および広報・プロモーションの目的以外に使用しない。
5. 当歌劇団員は上記の個人情報（肖像を含む）の利用に関し同意したものとみなす。

第8条（非拘束）

1. 他の類似した団体・劇団との掛け持ち登録は自由とする。
2. 他の類似した公演・コンサートへの出演は自由とする。

第9条（会費など）

当歌劇団は、当歌劇団員から登録料・入会金・年会費などは一切徴収しない。

第10条（研修）

1. 当歌劇団は、所定の日程で声楽・語学・能楽・メディアトレーニングなどの研修を実施する。
2. 研修受講料は当歌劇団が定める期間と条件の範囲内で無料とする。
3. 原則として当歌劇団員は研修及び稽古などへの参加を自由に選択できるものとする。
4. 当歌劇団から指名された当歌劇団員は該当する研修を受講しなければならない。
5. 前4項の場合、研修受講料は無料とするが、連続無断欠席や研修態度が悪く成績が向上しないと役員が判断した場合、当該歌劇団員は当歌劇団事務局が定める所定の研修費を負担しなければならない。
6. 当歌劇団は、必要に応じて研修及び稽古などを有償で行う場合、当歌劇団員を強制参加させることはできない。

第11条（配役）

1. 公演日及び公演前の重要な合同リハーサルに参加できない場合、出演を取り消す。
2. 配役を決定するため、当歌劇団内でのオーディションまたは公募オーディションを開催する。
3. 配役決定は、制作総指揮者・団長・マエストロ・合唱指揮者・コレペティトルなどのメンバーで構成される制作会議において多数決で決定する。
4. 当歌劇団員は配役決定に従うものとし、不服な場合、当歌劇団から出演を取り消されることを承諾したものとみなす。
5. 当歌劇団員は配役決定後でも配役変更される場合があることを承諾する。

第12条（報酬）

当歌劇団事務局は、当歌劇団員との個別の出演契約書に基づき出演報酬を出演日翌月から2ヶ月以内に源泉徴収して当歌劇団員指定の銀行口座へ銀行振り込みにて支払うものとする。

第13条（行動規律）

1. 当歌劇団はその創立に多大に貢献した名誉ファウンダーに対する感謝イベント（コンサート・親睦会など）を毎年開催することができ、当歌劇団員は無償で敬意と尊敬の念をもって参加する。
2. 当歌劇団員は技術向上を目指し稽古に専念しなければならない。
3. 公演時における非番の歌劇団員は、遠隔地在住者を除き、必要に応じて舞台裏方・受付・物販・誘導などに協力する。
4. 当歌劇団員は、長髪のカット等ヘアスタイル変更や極端な整形を行う場合、広報・演出上の理由で、事前に当歌劇団事務局に届け出をしなければならない。
5. 上記4の理由で配役変更があっても不服を申し立てることはできない。
6. 当歌劇団が参加する社会貢献・チャリティイベントにも積極的に協力する。

第14条（退団）

1. 当歌劇団員は、当歌劇団活動に支障をきたさない限り、別に定める退団届を当歌劇団に2ヶ月前までに提出して、退団することができる。
2. 当歌劇団は、退団時期に応じて損害が発生した場合、当該団員に対して損害賠償を請求できるものとする。
3. 緊急事態ややむを得ない事由などで退団時期が当歌劇団活動に支障をきたす場合、双方協議の上、対処するものとする。

第15条（除名）

当歌劇団員が次の各号の一に該当する場合には、役員会の過半数の決議により、これを除名することができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 当歌劇団の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 刑事罰に処されたとき
- (4) 所定のリハーサル・稽古等の無断欠席が2回以上連続したとき
- (5) 当歌劇団の活動やイメージに損失または損害を与えた時

第16条（秘密保持）

1. 当歌劇団員は、業務遂行上、当歌劇団活動において覚知した当歌劇団の営業秘密内容等について、第三者に漏洩してはならない。
2. 当歌劇団員は、業務遂行に際して第三者に属する営業秘密その他の機密情報を使用しないものとする。

第17条（改訂）

本規則は役員会の過半数の決議で改訂することができる。

規則制定 2018年5月1日
誤植訂正 2018年6月19日

以上